

習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の運営事業者に対し、保育士の宿舎を借り上げる費用の一部を支援することによって、保育士の雇用確保、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、本市内に所在する国及び地方公共団体以外の者が運営する次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる保育所等の運営事業者は、保育所等を運営し、次条に規定する補助対象保育士を雇用するとともに、第5条に規定する補助対象施設を借り上げ、これに当該保育士を居住させている事業者(以下「補助事業者」という。)とする。

(補助対象保育士の要件)

第4条 補助対象保育士は、補助事業者の運営する保育所等に勤務し、かつ第5条に規定する補助対象施設に入居している保育士であって、次の各号のいずれにも該当するも

のとする。

(1) 平成29年4月1日以降に雇用された常勤の保育士(当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者、または、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの)であること。

(2) 保育士として保育所等に採用された日から起算して5年以内であること。ただし、平成29年度以降引き続き本補助金を受けている者の対象期間については、従前の例による。

(3) 補助事業者の別にかかわらず、本補助金を受けたことがないこと。

本補助金及びこれに相当する補助金を受けた保育士が退職し、再度保育士として勤務する場合、その者を補助対象者とすることはできない。

なお、次の場合は例外としてそれぞれ取り扱う。

i 本補助金を受けていた保育士が令和6年度末までに退職し、令和7年度以降に再度保育士として就職した場合は、新たに採用された保育所等で採用された日を起算日として、対象とすることができる。

ii やむを得ない事情による退職と認められる場合は、再度対象者とすることができ、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所等で採用された日から退職するまでの期間を除く期間とする。

(4) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。

(補助対象施設の要件)

第5条 補助対象施設は、補助事業者が補助対象保育士の宿舍として借り上げ、補助対象保育士が現に居住している所在する宿舍とする。ただし、補助事業者又は補助事業者の利害関係者が所有する宿舍は除く。

(補助対象経費)

第6条 補助対象施設に係る当該年度における費用のうち、賃借料(補助対象保育士が居住している期間に係るものに限る。)、共益費又は管理費、礼金及び更新料(以下「賃借料等」という。))。

2 その他市長が補助対象施設の借り上げのために必要と認める経費

- 3 補助事業者が補助対象保育士から賃借料等の一部を徴収しているときは、当該徴収額を補助対象経費に含めない。
- 4 賃貸借契約時に支払った礼金及び更新料については、契約期間の月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、別表1に定める基準額と第6条に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。ただし、補助対象保育士が居住している日数が1月に満たないときは、別表1に定める基準額を対象月の総日数で除した額に居住日数を乗じて得た額(小数点以下切り捨て)を基準額とする。

- 2 前項により、選定された額に別表1に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を交付額とする。
- 3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、当該年度の3月末日までに、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 習志野市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 習志野市保育士宿舍借り上げ支援事業内訳書(別記第2号様式)
- (3) 習志野市保育士宿舍借り上げ支援事業対象者個票(別記第3号様式)
- (4) 職員による確認書及び誓約書(別記第6号様式)
- (5) 不動産賃貸借契約書の写し
- (6) 入居契約書の写し(補助事業者と補助対象保育士の間におけるもの)
- (7) 補助対象保育士に係る雇用証明書(雇用開始日及び就業場所が記載されているもの)
- (8) 補助対象保育士に係る保育士証の写し
- (9) 補助対象保育士の住民票の写しの写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助対象保育士が、年度の途中から補助対象施設に入居するときは、入居した日の翌

月の月末までに申請するものとし、提出期限以降に申請したときは、申請した日が属する月から補助対象とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、入居した日の翌月の月末までに発行がされない場合その他のやむを得ない理由により、提出期限までに申請ができないものと認められるときは、当該書類の提出が可能となった日の属する月の末日（当該年度の末日までに限る。）までに申請するものとし、入居した日が属する月から補助対象とする。

（変更申請）

第9条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者は、第8条に係る交付申請の内容を変更するときは、変更が発生した日の翌月の月末までに、習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に、必要な書類を添えて、提出すること。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了、廃止又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金実績報告書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業内訳書（別記第2号様式）
- (2) 習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業対象者個票（別記第3号様式）
- (3) 職員による確認書及び誓約書（別記第6号様式）
- (4) 補助対象保育士の住民票の写しの写し
- (5) 補助対象経費を支払ったことを証する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（関係書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

(予算措置)

第12条 本事業は、国の補助事業を活用し実施しているため、国の補助事業が縮小、中止又は廃止になった場合は、本事業も縮小、中止又は廃止となる場合がある。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年度の補助金の交付を受けようとする者は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、令和2年7月末日までに同項各号に規定する書類を提出するものとする。

3 前項の規定による書類の提出に当たっては、この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定により作成された用紙については、この要綱の施行の日以後においても使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の習志野市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金交付要綱の規定により作成された様式については、この要綱の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月26日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

別表1(第7条)

基準額	補助率	補助事業者負担割合
<p>1人あたり月額68,000円</p> <p>ただし、平成29年度から令和元年度において対象者であって、令和7年度も引き続き対象となった者が、引き続き同一の宿舎に入居している場合は、月額82,000円</p> <p>令和2年度から令和6年度において対象者であって、令和7年度も引き続き対象となった者が、引き続き同一の宿舎に入居している場合は、月額67,000円</p>	<p>4分の3</p>	<p>基準額の4分の1</p>